



ストップ・ザ・交通事故死！
—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	7件
○死者数	0人
○傷者数	8人

2018年6月30日現在

**「町民一人ひとりが交通マナーを守り
交通事故のない社会を目指しましょう」**

☆飲酒運転一生台無し！

- ・「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識を一人ひとりが強く持ちましょう。
- ・飲酒運転は悪質な犯罪であるという認識をしっかりと持ち、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

・酒酔い運転 5年以下の懲役、または100万円以下の罰金

・酒気帯び運転 3年以下の懲役、または50万円以下の罰金

☆夏休み期間中の交通事故防止！

○運転者は

- ・子どもや高齢者を見たら、飛び出し等を予測し、徐行するなど思いやりのある運転をしましょう。
- ・歩行者に対する安全確認だけでなく、自転車やバイク等の有無をしっかりと確認しましょう。
- ・スピードの出し過ぎや無理な追い越しは絶対にやめましょう。

○歩行者や同乗者は

- ・子どもたちは道路で遊ぶのはやめましょう。
- ・車で出かけるときは、全ての座席のシートベルト、チャイルドシートを正しく着用しているか、みんなで確かめましょう。
- ・夕方や夜間は、運転者が歩行者を発見しづらくなり、注意が必要です。夜行反射材や明るい服装の着用を心掛けましょう。

○自転車に乗る人は

- ・自転車は車の仲間です。交通ルールを守り、安全確認をして乗りましょう。
- ・ヘルメットを着用して乗りましょう。



7月2日
こぐまクラブ交通安全教室



7月2日
こぐまクラブ交通安全教室

◎日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう

毎月15日は道民交通安全の日

交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン

1. 高齢者事故防止
2. 自転車走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

◇デイ・ライトで安全運転

昼間のライト点灯に協力を！

〈昼間点灯効果〉

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ

お問い合わせ先：日高町役場 住民課 電話 01456-2-6182

ほくでん沙流川取水堰・日高取水堰・岩知志ダム および右左府発電所・日高発電所からの放流についてお願い

ダム、取水堰の水門を開けて水を流すときは、川沿いに設置したスピーカーまたはサイレンによりお知らせしますので、水難事故防止のため河川から離れてください。

特に魚釣りや子どもの川遊びなどは十分注意願います。

- 水門から水を流すのは、**
- ①雪どけや降雨などにより川の水が増えたとき
 - ②発電設備を点検補修するとき
 - ③車両の転落事故など、予測できない事故があったとき など

◆放流する時は川沿いの皆さまへ周知します。

1. 沙流川取水堰

【スピーカーによる周知】

○堰放流を開始する時、堰地点以外において堰放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

【サイレンによる周知】

○堰放流を開始する時、堰地点において放流開始の約10分前からサイレンを吹鳴します。

2. 日高取水堰

【スピーカーによる周知】

○堰放流を開始する時、堰放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

3. 岩知志ダム

【スピーカーによる周知】

○ダム放流を開始する時、ダム放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

○ダム放流量が200m³/秒、400m³/秒になった時、放送します。

○さらに、ダム放流量が500m³/秒になった時、および500m³/秒を超えて100m³/秒を増す毎に放送します。

【サイレンによる周知】

○ダム放流量が500m³/秒になった時、および500m³/秒を超えて100m³/秒を増す毎に吹鳴します。

4. 右左府発電所・日高発電所

【スピーカーによる周知】

○発電所放流を開始する時、発電所放流より川の水が増え始める約15分前から放送します。

◆ダム・発電所放流のお問い合わせ

北海道電力株式会社 日高水力センター 電話 01457-6-2076

札幌弁護士会

ひだか弁護士相談センター 無料法律相談

【門別地区相談所での開催】

※毎月第4火曜日開催予定

8月の相談日：28日（火）

□事前予約制 電話 014614218373

□予約受付 平日の午前10時～午後4時

□相談時間 午後1時30分～午後4時

□相談場所

門別公民館1階 ミーティングルーム
日高町門別本町210番地の1

【新ひだか町での開催】

8月の相談日

1日（水）6日（月）8日（水）20日（月）22日（水）
27日（月）29日（水）

□事前予約制 電話 014614218373

□予約受付 平日の午前10時～午後4時

□相談時間 午後1時～午後3時

□相談場所

ひだか弁護士相談センター
新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

【平取町での開催】

※相談時間が毎月変更となるため、ご確認ください。

8月の相談日：7日（火）午後1時30分～午後3時
28日（火）午前11時～午後0時30分

□事前予約制 電話 014571212222

（平取町役場まちづくり課広報広聴係）

□予約受付 平日の午前9時～午後5時

□相談場所 ふれあいセンターびらとり

平取町本町35番地1

※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合があります。